

令和 8 年度大分県及び市町村の DX 人材育成支援業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、大分県及び県内市町村（以下、「県及び市町村」という。）職員に対して、DX に関する階層別・組織的な研修及び伴走支援等を実施し、県、市町村及び受託者が三位一体となって県内自治体の組織文化の変革を実現することで、更なる県民の利便性向上及び行政運営の高度化・効率化を図る「令和 8 年度大分県及び市町村の DX 人材育成支援業務委託」について、公募型プロポーザル方式により、契約候補者を選考するために定めるものです。

2. 事業者の選定の概要

(1) 主催者及び事務局

ア 主催者 大分県

イ 事務局 大分県総務部デジタル政策課

住 所 〒870-8501 大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

電 話 097-506-2066

F A X 097-506-1845

電子メールアドレス a11840@pref.oita.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/11840/dx-talent.html>

(2) 令和 8 年度大分県及び市町村の DX 人材育成支援業務委託に係る提案競技審査会
契約候補者の審査は、委員（以下、「審査委員」という。）により構成する令和
8 年度大分県及び市町村の DX 人材育成支援業務委託に係る提案競技審査会（以
下、「審査会」という。）が行います。

(3) 選定方式

契約候補者は、公募型プロポーザル方式で行います。

審査では、応募者の提出した書類に基づいて審査を行い、最優秀者及び次点者
をそれぞれ 1 者選定します。なお、最優秀者及び次点者の要件として各審査委員
の合計点の平均が 6 割に満たない場合は選定外とします。

審査内容	選定数
① 令和 8 年度大分県及び市町村の DX 人材育成支援業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）で定める業務 についての実施方針・提案書【任意様式】	最優秀者 1 次点者 1
② 見積書【様式 7】	

(4) 主なスケジュール (予定)

募集の公告	令和8年3月4日(水)
様式の交付期間	令和8年3月4日(水)～3月23日(月)
質問書提出期限	令和8年3月11日(水)
質問への回答	令和8年3月13日(金)
参加申請書等の提出期限	令和8年3月16日(月)
提案書等の提出期限	令和8年3月23日(月)
審査会	令和8年3月26日(木) 午後
審査結果の通知	令和8年3月27日(金)

3. 応募資格

応募資格を有する者(共同事業体の場合は全ての構成員)は、参加申請書の提出期限日において、次に掲げる(1)～(5)の要件の全てに該当する者としてします。

- (1) 単独又は2者以上の共同事業体であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に確認する場合がある。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用、使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的

に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4. 審査に係る手続等

(1) 本実施要領及び参加申請書等の様式の交付期間等

ア 交付期間

令和8年3月4日(水)～3月23日(月) 17時まで

イ 交付方法

県のホームページにアップロードするのでダウンロードしてください。

(2) 質疑応答

質問書【様式1】は、電子メールでのみ受け付けます。質問に対する回答は、県のホームページに掲載します。

質問を受け付けると、受け付けた旨の通知メールを送信します。受付通知メールが届かない場合は、事務局までお問い合わせください。

ア 質問書の提出期限

令和8年3月11日(水) 17時(事務局必着)

イ 質問への回答

令和8年3月13日(金)

ウ その他

質問への回答事項については、本実施要領の追加又は修正とみなします。

(3) 参加申請書等

以下の提出書類について、令和8年3月16日(月) 17時までに電子メールにより提出してください。

ア 参加申請書等の提出書類

- ・参加申請書【様式2】
- ・共同事業体構成書(該当する場合のみ提出)【様式2-2】
- ・共同事業体協定書(該当する場合のみ提出)【様式2-3】
- ・事業者概要【様式3】
- ・宣誓書(共同事業体の場合は構成員のそれぞれについて提出すること)

イ 参加申請書等の提出先

大分県総務部デジタル政策課

電子メールアドレス：a11840@pref.oita.lg.jp

(4) 提案書等

以下の書類について、令和8年3月23日(月) 17時までに電子メールにより提出してください。電子メールに添付するファイルはPowerPoint、Word、

Excel 又は PDF とします。

ア 提案書等の提出書類

・提案書【任意様式】

評価基準表（別記）の番号順に提案書を作成すること。

なお、提案者からの独自の提案がある場合は、提案書に記載すること。

・実施体制【様式 4】

・委託事業の実施スケジュール【様式 5】

・運用開始後のサポート体制【様式 6】

・見積書【様式 7】

イ 提案書等の提出先

大分県総務部デジタル政策課

電子メールアドレス：a11840@pref.oita.lg.jp

(5) 審査会

ア 応募者による「提案書等」の説明（大型モニターによる 20 分以内のプレゼンテーション）と審査委員による 10 分程度のヒアリングを行います。

イ プレゼンテーションの参加者は 4 名までとします。

なお、プレゼンテーションは、本業務のプロジェクトマネージャー、プロジェクトリーダー等の主たる担当者を予定している者が行うこととします。

ウ 開催は、令和 8 年 3 月 26 日（木）午後に現地開催（大分県庁庁舎内）を予定しています。実施時間、場所及びその他詳細については、別途通知します。

エ プレゼンテーション、ヒアリング及び審査は非公開とします。

(6) 審査結果の発表

審査結果については、大分県のホームページで審査結果を公表するとともに、応募者全員に結果を書面で通知します。（令和 8 年 3 月 27 日（金）を予定）

なお、審査結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けません。

5. 委託する業務内容等

(1) 委託業務名

令和 8 年度大分県及び市町村の DX 人材育成支援業務（以下、「委託業務」という。）

(2) 業務の内容

ア 本業務は、県が実施する「令和 8 年度大分県及び市町村の DX 人材育成支援業務」を受託するものです。

イ 契約に際しては、業務の詳細について県と受託者で確認を行います。

(3) 業務委託料の限度額

37,813,000円(税込)とします。

(4) 委託業務の契約等

- ア 審査会で選定された最優秀者を委託業務の契約候補者とし、契約締結協議を行います。
- イ 最優秀者が本事業者選定以後に「6. その他(1) 失格事項」に該当すると認められた場合、県と最優秀者の本業務委託契約締結交渉が不調となった場合、又は、都合により最優秀者が辞退した場合は、次点者を契約候補者として契約交渉を行います。
- ウ 本事業者選定以後、業務実施体制が著しく変わった場合、又は、「6. その他(1) 失格事項」に該当すると認められた場合は、契約候補者としての地位を取り消す場合があります。また、本契約締結後においては、その契約を解除する場合があります。
- エ 本業務のプロジェクトマネージャー、プロジェクトリーダー等の主たる担当者は、本業務における進捗管理を行うとともに、再委託先事業者や共同事業体の場合の構成事業者との連絡調整の窓口となるものとします。また、本委託業務完了までの間、大分県が認める場合を除き、交代することは認めません。

6. その他

(1) 失格事項

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とします。

- ア 参加申請書等及び提案書に虚偽の記入をした者
- イ 見積価格が、「5(3) 業務委託料」の限度額を上回る者
- ウ 参加申請書の提出期限日現在において応募資格がなく提案書等を提出した者、又は、参加申請書の提出期限日から委託契約の前日までの間に、応募資格を有しなくなった者
- エ 参加申請書等及び提案書等の作成留意事項、提出方法及び提出期限に適合しない者
- オ 提案書等を複数案提出した者
- カ 審査委員又は関係者と本計画に関する接触を行った者
- キ 提案書等に盗用した疑いがあると審査会が認めた者
- ク その他、審査会が不適格と認めた者

(2) 提案書等の取扱い

- ア 提出後の提案書等の追加、修正、差し替え等は認めません。

- イ 提案書等は返却しません。また、必要に応じて補足資料等を求める場合があります。
- ウ 提出された提案書等は、応募者に無断で本業務の受託者選定以外の目的に使用しません。
- エ 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加者に通知することなく複製を作成することがあります。

(3) 参加の辞退

「参加申請書」を受理した後、審査会までに提案競技への参加を辞退する場合は、令和8年3月25日（水）17時までに辞退届（単独事業者の場合は【様式8】、共同事業者の場合は【様式9】）を上記2（1）の事務局に提出すること。なお、郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。また、封筒に「令和8年度大分県及び市町村のDX人材育成支援業務委託に係る公募型プロポーザル辞退届」と朱書きすること。

(4) 費用負担

提案書等の作成及び提出に係る費用等のプロポーザル参加に係る費用は、応募者の負担とします。

(5) 使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。文字サイズは10ポイント以上とします。

(6) 委託業務の実施条件

本委託業務は、令和8年第1回大分県議会定例会において、令和8年度当初予算が成立することを前提に準備行為として実施するものであり、当予算が成立しなかった場合には、本委託業務は実施されないことを了承の上、「4. 審査に係る手続等」を進めること。